

ライフジャケット 着用していますか！

ライフジャケットの着用義務範囲拡大に伴う船舶職員及び小型船舶操縦士法施行規則が改正(平成30年2月1日施行)され1年が経過しました。

小型船舶操縦者(船長)は、小型船舶の船室外では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが義務となっています。



違反すると処分があります！

違反した小型船舶操縦者(船長)には違反点数2点が課され、かつ再教育講習を受けなければなりません。

違反点数が累積されると行政処分の対象となります。

改正されたライフジャケット着用義務違反については、平成34年2月1日から違反点数の付与開始

詳しくは、国土交通省海事局ホームページへ

http://www.milt.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



正しいライフジャケットの着用を！

自分や乗船者の大切な命を守るため、正しいライフジャケットの着用をしましょう。

・ライフジャケットの脱落防止のため、ファスナーやベルトは、しっかり締める！

・膨張式ライフジャケットは、定期的にメンテナンスをする！

メンテナンス: 気室の傷、ポンペ、スプールの異常の有無を確認する。

お問い合わせは

第一管区海上保安本部交通部

電話 0134-27-0118 (内線2643, 2644)



海難隻数及び海難による死者・
行方不明者数(速報値)

1月	6隻、1人
平成31年累計	6隻、1人